

第93号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新規就農者経営安定資金の項中「次項」の次に「及び青年農業者等早期経営安定資金の項」を加え、同表青年農業者初期経営安定資金の項中「認定就農計画をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>青年農業者等早期経営安定資金</p>	<p>県内の農業の担い手を育成確保するため、次に掲げる者に資金の貸付けを行う市町村に対して、1年間を超えない期間貸し付けた資金</p> <p>(1) 法第4条第1項の認定（以下この項において「認定」という。）を知事が別に定める期間（以下この項において「対象期間」という。）において受けた青年農業者（認定の時ににおいて法第2条第1項第1号に該当する者で、認定就農計画に</p>	<p>1 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により農業に従事できなかった期間を除き、資金の貸付けを受けた日から5年間県内において専門的に農業に従事したとき。</p> <p>2 県内農業法人等に雇用された青年農業者が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により農業に従事できなかった期間を除き、県内農業法人等が市町村から資金の貸付けを受</p>	<p>債務の全部</p>
-----------------------	---	--	--------------

	<p>基づく12月以上の研修を終了したものをいう。以下この項において同じ。)で、認定就農計画に従って新たに自ら農業の経営を開始したもの</p> <p>(2) 県内農業法人等(県内において農業を営む個人又は農業法人(農事組合法人、株式会社又は持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)であって、農業を営むものをいう。)であって、知事が別に定めるものをいう。以下この項において同じ。)で、認定を対象期間において受けた青年農業者が認定就農計画(将来青年農業者がその経営</p>	<p>けた日から5年間県内において専門的に農業に従事した場合で、その経営を継承し、又はその経営に従事しているとき。</p>	
		<p>3 青年農業者が、死亡したとき。</p> <p>4 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者又は県内農業法人等が、災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

	<p>を継承する内容のものに限る。)に従ってその営む農業に就業したもの</p> <p>(3) 認定を対象期間において受けた県内農業法人等で、認定就業計画(将来青年農業者にその経営を継承させる内容のものに限る。)に従ってその営む農業に青年農業者を就業させたもの</p>		
--	---	--	--

第2条の表農業参入意向企業調査研究支援資金の項中「(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)」を削り、同表農業法人等雇用就農資金の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の表農業法人等雇用就農資金の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。